

第8号

進路指導部

R4. 12. 23

群馬県立前橋高等特別支援学校

前高特進路だより



就労継続支援B型を利用する際の注意点



福祉就労利用の場合、行きたい場所での実習および、最低でも見学が必要となります。学生ですので、毎学期行われる就業体験実習がありますので、この条件はクリアしますので、利用申請を出すことができます。（福祉施設側の利用状況によっては空きがなく、希望を出すことができない場合もあります。）

しかし、就労継続支援B型を将来利用する考えをお持ちのご家庭は、少し注意点があります。それは、就労継続支援B型を利用するには、アセスメントを行わなくてはならないというルールがあります。『アセスメント????』多くの人は何だろうと思いますが、本校の生徒に当てはめて簡単に言うと、就労移行支援事業所にて実習を行い、評価表にて就労継続支援B型利用が適していると判断してもらえれば、それがアセスメントとなり就労継続支援B型に利用申請ができるようになるということです。その評価表を、各市町村の福祉課等に提出することが義務づけられています（学校が提出します）。

本校では、5回ある校外での就業体験実習において、福祉就労する場合のご家庭には、就労移行支援事業所での実習を必ずどこかでしてもらいます。したがって、利用ができない事態は発生しません。個別面談にて担任より提案されますので、ご安心ください。

特に1年生は、3学期の個別面談にて2年1学期の実習場所を検討します。ご家庭でもある程度のビジョンを持っていただき、面談にて話し合いができればと思います。

3年生進路進捗状況!



一般就労をする生徒は、ほぼ求人票が届き、応募書類の作成、発送などが一段落しました。履歴書を何度も書き直す生徒もあり、担任と一緒に作成に取り組みました。また、面接の日程が決まり練習も始まりました。入退室の仕方、聞かれることの多い質問事項などをまとめたものを生徒には配付しています。今年度は、ZOOMにて面接を行う企業もありました。もうすでに面接試験が終了して、内定が決まった生徒もいます。なるべく年内に結果がいただけることを願っています。

福祉就労する生徒は、期日までに利用届の提出を行いました。12月中旬以降に各市町村福祉課等より、利用可能かどうか連絡が入ってくるかと思われま。昨年度の卒業生は、全員第1希望のところへ行くことができました。施設の利用状況にもよりますが、皆第1希望のところへ行けることを願います。



3年保護者様へ

今後、移行支援連絡会議を予定しています。今までは、学校が色々なことの相談場所でありましたが、卒業後は障害者就業・生活支援センターや相談支援事業所、各地域の福祉課が相談の窓口となります。その関係機関が集まり、支援の確認を行う会議となります。一般就労の生徒は、2月13日（月）～2月17日（金）に行われる就業先研修のどこかで、福祉就労の生徒は、3月2日（木）を予定しています。詳細は後日送らせていただきますので、ご都合を付けていただければと思います。